本約款は、アークレイインフィニティ株式会社（滋賀県甲賀市甲南町柑子1480）（以下、「当社」）が、本契約の申込者（以下、「お客さま」）に対して、対象機器の修理等を行うことにより、当該対象機器が正常な状態で作業するように保守すること（以下、「本サービス」）について規定するものであり、当社とお客さまとの間で締結される本サービスを内容とする保守契約（以下「本契約」）に適用されます。

【保守契約約款】

第1条（契約の成立）

本契約は、お客さまが、株式会社プラネット（以下、「プラネット社」）ウェブページから、本サービスの申込みを行い、これに対して、ウェブページ上にて本サービスの申込みの完了が確認できる状態になった時、またプラネット社若しくは当社が電子メール等により申込みが完了したことの確認を発信した時のいずれかをもって成立するものとします。なお、本契約の申込みは、お客さまが、プラネット社から本対象機器（第2条において定義します。）を購入する際に限り、かかる購入と併せて行うことができるものとし、本対象機器の購入と別に、本契約の申込みのみをすることはできません。

第2条（本対象機器）

本サービスの対象となる機器は、お客さまが本サービスの申込みと同時に購入した唾液検査用装置SiLL-Ha ST-4911（以下、「本対象機器」）とし、お客さまの運営する施設内に設置されたものに限ります。

第3条（本サービスの詳細）

本サービスの詳細は、申込み内容にしたがい、後記の「契約内容の詳細」に定める通りとします。

第4条（本サービス料金）

1. お客さまは当社に対し、申込内容記載の支払方法にしたがい、本サービス料金を支払うものとします。
2. 当社は、材料費・労務費・市価の動向・管理経費等を考慮して、本サービス料金の改定を行うことがあります。
3. 申込内容記載の支払方法に応じた支払期日までに本サービス料金を支払わない場合、当社はお客さまに対して、料金に支払期日の翌日から支払済みまで、年15%（１年を365日とする日割り計算）を乗じた額を遅延損害金として請求することができます。

第5条（秘密保持及び個人情報保護）

1. お客さまと当社は、本契約により知った相手方の秘密を相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者（本サービス料金の支払い先及び当社の関連会社を除く）に開示してはならないものとし、また本契約の履行以外の目的で利用しないものとします。
2. 当社は、サービスの実施に際して知った個人情報を、個人情報保護に関する法令、ガイドラインに基づき、適切に取り扱います。

第6条（契約期間）

本契約の期間は、後記の「契約内容の詳細」に定める通りとします。ただし、第4条1項及び3項、第5条、第9条、第10条、第12条、並びに第13条の規定は、該当する事由が存在する期間、存続するものとします。

第7条（契約の解除）

当社はお客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまに対する通知のみで、直ちに本契約を解除することができます。

1. 本約款のいずれかの条項を違反したとき。
2. 差押、仮差押、仮処分、もしくは租税滞納処分を受け、または破産その他これに順ずる手続きの開始、もしくは競売の申立が行われたとき。
3. 事業の停止、廃止、または解散の決議が行われたとき。

第8条（お客さまの都合による契約の解約）

お客さまは解約を希望する日の30日前までに当社に書面にて通知することで、本契約を解約することができます。

第9条（解約・解除した場合の料金の取扱い）

第7条及び前条に基づき本契約が解除・解約された場合、当社は、お客さまが当社に支払った料金を返金しません。

第10条（権利義務の譲渡等）

お客さまは、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約より生じる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

第11条（免責）

天変地異、法令の改廃、官公庁による処分、争議行為、輸送機関の事故、本対象機器の部品供給メーカーの製造中止、その他やむをえない事由により、本契約の全部または一部の履行が遅延し、または不可能となった場合、当社はその責任を負いません。

第12条（損害賠償）

当社が本サービスに起因してお客さまが被った損害を賠償する義務を負う場合、当社が負う損害賠償額は、本契約期間中に当社が当該お客さまから受け取った本サービス料金の総額を上限とします。

第13条（協議・合意管轄）

本契約に関して、お客さまと当社との間で紛争が発生した場合、お客さまと当社は、その信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決するものとするが、当該協議により解決できない場合、京都地方裁判所または京都簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第14条（改定・変更）

当社は、あらかじめ、当社所定のホームページへの掲載その他適切な方法により周知したうえで、保守契約約款および契約内容の詳細を改定および変更することができます。

【契約内容の詳細】

Ⅰ. 4年延長保証

1. 契約期間（保証期間）

契約期間（保証期間）は本件対象機器のメーカー保証満了日の翌日から4年間とします。本契約は契約期間満了後、更新はありませんが、契約満了日の1年前から、別途、当社が用意する延長プランをお申込みいただくことができます。

2. 保証対象

本サービスの対象は、本対象機器（唾液検査用装置SiLL-Ha ST-4911）のみとします。

3. 本サービスの内容

当社は、保証期間中に生じた故障について以下に定める故障対応をするものとします。本サービス料金には故障対応に要する作業料のほか、往復発送料、部品代及び訪問修理時の交通費が含まれます。

注意事項）

(1) 故障対応に要する作業料、往復発送料及び部品代の合計額が、本サービス料金の4倍の金額を超える場合、当該超過部分は、本サービス料金に含まれず、お客さまに対して別途ご請求いたします。

(2) 故障対応時に使用する消耗品は、本サービス料金には含まれず、お客さまに対して別途ご請求します。
（消耗品とは、別売り試薬類、別売り消耗品、取扱説明書に記載の保守メンテナンス等で使用する消耗部品を指します。）

(3) 本対象機器の老朽化に起因する機能低下は、故障対応の対象外とします。

(4) 故障内容によっては、中古機との機器交換により対応する場合があります。

(5) 本サービスの実施は日本国内にのみ限るものとします。離島（ただし、沖縄本島を除きます。）への訪問修理の際の交通費は、本サービス料金には含まれず、お客さまに対して別途ご請求します。

(6) 後記当社受付時間外の対応の場合、当社が定める基準による時間外作業料を別途ご請求します。

4. 故障対応の内容

(1) お客さま受付対応

① 故障時の受付窓口は、当社「アークレイ　お客様相談室」(0120－103－400)とします。

② 受付は、当社規定する就業日（但し、日曜・祝日除く）の下記時間内とします。

平日8:30～18:00／土曜日8:30～12:00

※ 土曜日は電話対応のみとし、訪問修理は行いません。

(2) 故障修理作業対応

① お客さまから、本対象機器の故障の可能性についてお問合せがあった場合、当社は、お客さまに対応を指示し、お客さまの対応によっても解決できない場合、当社が修理を行います。

② 当社が修理を行う場合、当社からお客さまへ代替機を発送し、代替機到着後、お客さまにおいて、同一の梱包箱を用いて、当社に対して故障した本対象機器を当社に発送していただきます。修理完了後は、当社からお客さまへ修理が完了した本対象機器を返送し、本対象機器到着後、お客さまにおいて、同一梱包箱をもちいて、代替機を当社に返送していただきます。

③ 当社が必要と判断した場合、お客さまの運営する施設に訪問して修理を行う場合があります。訪問の日時等の詳細については、別途お客さまと協議の上決定します。

④ 下記事項は、本サービスの対象外とします。

a. 本対象機器の取扱説明書に記載された操作方法以外の操作、その他のお客さまの責に帰すべき事由に起因する故障の修理。

b. 落下等による破損、水没に起因する故障の修理。

c. 落雷、火災又は台風・暴風雨・高潮・洪水等の風水災害によって生じた故障の修理。

d. 地震、津波又は噴火によって生じた故障の修理。

e. その他の外部的要因に起因する故障の修理。

f. 本対象機器の移設及び撤去に関する作業及び立会い。

g. 本対象機器の外部出力確認及びオンライン接続作業の立会い。

h. 本対象機器で使用する消耗品の供給及び故障外での交換。

i. 本対象機器の取扱説明書に記載された操作方法の説明及びメンテナンス説明を目的とする訪問。

j. 本対象機器本体以外の物品（例：オプション品等）の修理、及び交換作業。

k. 本対象機器がお客さまの運営する施設外に所在している場合における修理。

Ⅱ. 4年延長保証 プレミアム

1. 契約期間（保証期間）

契約期間（保証期間）は、本対象機器納入日から5年間とします。本契約は契約期間満了後、更新はありませんが、契約満了日の1年前から、別途、当社が用意する延長プランをお申込みいただくことができます。

2. 保証対象

本サービスの対象は、本対象機器（唾液検査用装置SiLL-Ha ST-4911）のみとします。

3. 保証内容

(1) 本件対象機器のメーカー保証満了日の翌日から4年間につき、「4年延長保証」3.本サービスの内容及び4.故障対応の内容記載の保証を行います。ただし、本対象機器の落下等による破損、水没、落雷、火災又は台風・暴風雨・高潮・洪水等の風水災害に起因して本製品の機能が正常に動かなくなる場合（お客さまの故意又は重大な過失に基づくもの、及び、地震、津波又は噴火に随伴して生じたものは除きます。）について、「4年延長保証」4.故障対応の内容(2)④b及びcの規定に関わらず、本サービスの対象とします。

(2) メーカー保証期間において、メーカー保証の対象外となる故障のうち、本対象機器の落下等による破損、水

没、落雷、火災又は台風・暴風雨・高潮・洪水等の風水災害に起因して本製品の機能が正常に動かなくなる場合（ただし、お客さまの故意又は重大な過失に基づくもの、及び、地震、津波又は噴火に随伴して生じたものは除きます。）について、「4年延長保証」4.故障対応の内容(2)④b及びcの規定に関わらず、「4年延長保証」3.本サービスの内容及び4.故障対応の内容記載の保証を行います。

以　上

アークレイインフィニティ株式会社